

令和 7 年度 中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業助成金

Ⅰ 次募集要領

【募集期間】

令和 7 年 5 月 7 日（水）～ 令和 7 年 6 月 6 日（金）15：00 必着

※ 本募集に関する御質問・御相談は、事務局へ電話またはメールでお申し付けください。
9:00～17:00／月～金曜日（祝日を除く）に対応させていただきます。

◆事務局◆

公益財団法人ひろしま産業振興機構

ものづくり革新統括センター 開発支援担当 （担当：池田・住川）

〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47 広島県情報プラザ 3F

TEL：082-240-7712 e-mail：h_challenge@hiwave.or.jp

【通則】

- この助成金の応募に際しては、書類審査及び審査委員会での評価に基づき、その採択者を決定するものであることを御了解の上、御応募ください。
- 提案書を提出された場合でも、応募の要件を満たしていない場合や、提出した書類に不備が認められる場合は、提案を受理できないことがありますので、御注意ください。
- また、応募内容の適合性確認に相応の時間を要するため、必ず、応募に関する初発の相談を 5 月 30 日（金）までにおこなってください。
- この助成金は、広島県の「中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業費補助金」を基金に造成する助成金であるため、採択され、交付の決定を受けた場合においては、別に定める「中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業助成金交付要領」及び「広島県補助金等交付規則（昭和 48 年広島県規則第 91 号）」並びにその他関連規程に規定する助成事業者としての義務を負うことを御了承の上、御応募ください。
- この助成金の募集に係り、当財団が知り得た個人情報を含む事業者の情報は、この助成金の遂行に必要なが認められる範囲に限り使用することをお約束します。

- 本要領や提出書類の様式に変更があり得ることをご了承の上、ご応募ください。
- また、これらを変更した場合、当財団のウェブサイト随時掲載させていただきます。

公益財団法人ひろしま産業振興機構

1. 事業目的と概要

この助成金は、広島県に主たる事業所を設ける中小・ベンチャー企業の皆様の成長に向けたチャレンジ性に富む新たな取組みを資金面（助成金）や専門的アドバイス等により支援するとともに、国・県・産振構等の事業活用や連携により、県内中小・ベンチャー企業の成長の加速及び活性化を図り、もって地域産業の振興に寄与することを目的とするものです。

また、この助成金は、広島県補助事業の「中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業費補助金」を基金に造成するものですが、この助成金における当財団の支援は、事業計画の相談という入口から、事業化という出口までを一気通貫にした“伴走型支援”を目指しており、採択され助成金の交付決定を受けた事業者の方への助成事業期間中及び助成事業終了後の支援のみならず、応募したものの不採択になった事業者の方や、提案を検討したものの応募に至らなかった事業者の方への支援にも及びます。

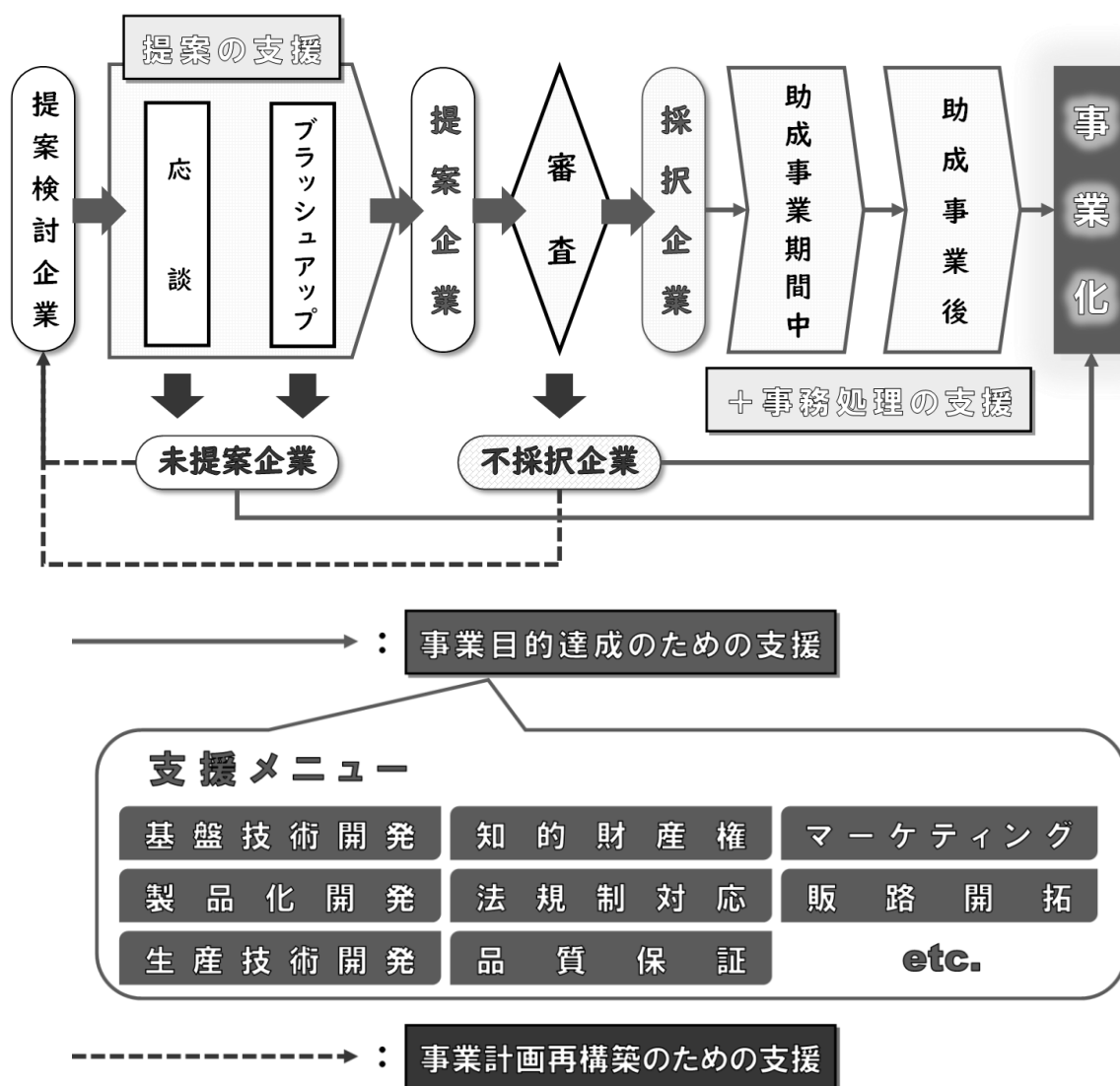


図1 本助成金における産振構の支援スキーム

2. 応募対象者

この助成金の応募対象者は、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第2条に定める下表1の業種ごとの資本金と従業員のいずれか一方の基準を満たす事業者のうちの広島県内に本社又は主たる事務所を有し、「パートナーシップ構築宣言」に登録済の中小企業者です。

表1 応募対象となる事業者の条件

業 種	資本金／出資総額	従業員数
製造業、建設業、運輸業及びその他（以下を除く）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ・チューブ製造業・工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サービス業（以下を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小 売 業	5千万円以下	50人以下

注 意

- 表1の条件を満たす事業者であっても、次の何れかに該当する場合は、応募できません。
 - ・ 発行済み株式又は出資の1/2以上を同一の大企業に所有されている中小企業者
 - ・ 発行済み株式又は出資の2/3以上を複数の大企業に所有されている中小企業者
 - ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の1/2以上を占める中小企業者
 - この助成金は、提案日以前に会社設立の登記を完了し、法人番号を有していることが応募の要件となるため、個人事業主の方は応募できません。
 - この助成金の直接受給者は、交付の決定を受けた中小・ベンチャー事業者一者のみとしているため、共同事業体（コンソーシアム）での応募はできません。
 - 応募締切日時時点で、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp>)において、宣言の公表を確認する必要があります。
 - 同一内容の事業計画（相当程度重なる場合も含む）で、他の補助金等の制度を活用されている場合は、応募できません。
- ※ この助成金の応募期間中並びに助成事業期間中に、他の補助金等への重複申請及び類似申請はできません。交付決定後に他の補助金等への重複交付などの虚偽が判明した場合、直ちに交付の決定を取消すとともに、当財団からの新たな補助金等の交付を一定期間停止することや、社名及び不正の内容を公表することなどの措置を執ることがあります。

3. 助成対象事業

この助成金での応募対象となる事業計画は、付加価値や利益率の向上、新たな需要・雇用の創出などの効果を期待する、「新製品・新技術の研究開発」、「新たなソフトウェアの研究開発」、「新たなサービス創出のための研究開発」、「異業種展開に向けた固有技術応用の研究開発」に向けた取組みで、対象とする分野に制限はありません。しかしながら、本助成事業における計画の範囲は、下図2のとおり、試作開発から試験評価までが対象となります。

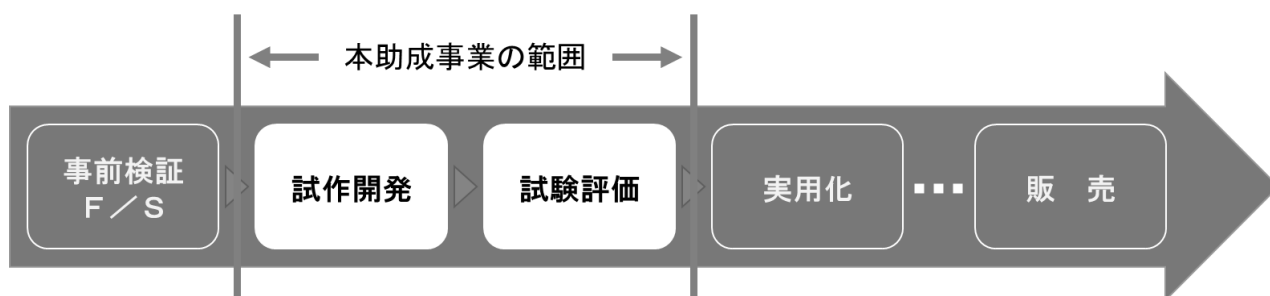


図2 開発ステージにおける本助成事業の対象範囲

注 意

- 応募対象となる事業計画とは、実現できた場合に、自社にとって大きな効果が得られるとともに、社会的にも新たな価値を生み出すことが期待できる取組みです。その実現には明確になった課題の解決を、自らの主導により、相応な人・モノ・金・情報を駆使し対峙する新たな取組みが必要となるため、単なる設備導入を目的とする場合は、この助成金の応募対象になりません。
- また、この助成金は、県内中小・ベンチャー企業者の成長の加速を趣旨に創設したもので、助成事業終了後三年以内での計画の実現（成果の事業化）を期待するものであるため、相当な長い年月を要す計画、あるいは実現可能性調査（フィージビリティ・スタディ）を目的とする計画については、この助成金の応募対象になりません。（事前にマーケット調査、フィージビリティ・スタディを通じて提案内容の特長を見極めておく必要があります。）
- 開発を自らが主導すること（開発の概ねを第三者へ委ねる単なる技術導入であってはならないこと）、その開発を助成事業から本格始動すること（すでに開発が概ね完了している／助成事業後に開発を本格始動する計画であってはならないこと）に御注意ください。

4. 助成対象経費

この助成金で助成対象となる経費とは、本助成事業の遂行に限定した支出の必要性が認められ、その支出の妥当性が証拠書類により証明できる経費です。

(1) 経費区分・費目

この助成金では、下表 2 に示す経費を助成対象経費とします。

表 2 助成対象経費の経費区分・費目とその内容

経費区分	費目	経費の内容
(1) 物品費	①機械装置備品費	助成事業に必要な機械装置や備品、その他機械装置に付随する備品（ソフトウェアを含む。）や部品の購入に要する経費。
	②保守改造修理費	助成事業に専ら使用する機械装置備品等についての点検保守、改造及び修繕に要する経費。
	③外注加工費	助成事業に必要な機械装置備品の外注加工や、機械装置試作品等に搭載するソフトウェアを外注制作するときに要する経費。
	④消耗品費	消耗品や原材料、部品、10万円（税抜き）未満の備品の購入に要する経費。
(2) 専門家指導費	①謝金	助成事業の遂行に必要となる専門家指導を受けたときの対価を、自己が設定した金額で支払うときに発生する経費。
	②報酬費	専門家指導を受けたときの対価を、専門家による設定又は両当事者が合意した金額で支払うときに発生する経費。
(3) 旅費	①従業員旅費	助成事業の遂行に必要な従業員の旅費、滞在費及び交通費。
	②専門家旅費	助成事業の遂行に必要となる専門家指導に係り、専門家に支払われる旅費、滞在費及び交通費。
(4) 委託外注費	①委託費	助成事業の遂行に必要となる開発等の業務の一部を、第三者に委託する場合に支払われる経費。
	②外注費	助成事業の遂行に必要となる原材料等の加工、分析・試験及び調査・検査等を外注する場合の支払に要する経費。
(5) 諸経費	①賃貸借費	機械装置備品のレンタル代、リース代及び第三者の機械装置等を自らが使用して分析・検査を行うことに要する経費。
	②知財関連費	助成事業での成果の事業化にあたり必要となる知的財産権の取得に要する弁理士の手続代行費用等。
	③調査費	助成事業の成果の普及に係るマーケティング調査をするために要する経費。
	④クラウド利用費	サービス提供会社が保持し管理するサービスをネットワーク経由で利用するために要する経費。
	⑤その他経費	明確な定義付けができないものの、助成事業の遂行上の必要性が認められ、計上を認める経費。
(6) 直接人件費	①直接人件費	助成事業者との雇用関係にある従業員が、直接業務に従事した場合に要する人件費。

注 意

- この助成金は、チャレンジ性に富む新たな取組みを実現するための課題解決に必要となる資金を助成対象とするため、通常の営利活動に値する行為に要す経費や、製造／営業に供するための機械装置備品などの導入に係る経費（技術開発との併用も含む）、製品・サービス等の有償提供を目的とした生産の資材・原料の調達に係る経費、汎用性が高く目的外の使用になり得る物品の購入費、公租公課（消費税、収入印紙など）などは、原則、助成対象外です。
- また、助成対象経費とするためには、その取引の発注（契約）から、納品・検収、支払までを、助成事業期間内におこなうことを原則（※）としているため、交付決定を見越し先行取引した経費が助成対象にならないことに御注意ください。
※ マーケティング調査を目的とする展示会出展の申込が交付決定より前になることや、助成事業終了月の直接人件費の支払が助成事業終了翌月になることなどについては、例外が認められます。
- 助成金は、助成事業終了後の実績報告書の提出に基づく額の確定後に精算払いすることを原則としているため、助成金が支払われるまでの資金手当が必要となることに御注意ください。
- 助成対象経費に係ること並びに事務処理に係ることの詳細については、「中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業助成金 事務処理の手引き」を御確認ください。
- 「直接人件費」の計上を予定する場合、「中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業における人件費の算出方法」で詳細を御確認の上、提案書類を御作成ください。

(2) 助成限度額

500万円

(3) 助成率

助成対象経費の2／3以内

(4) 助成対象期間

交付決定日（令和7年7月上旬予定）～令和8年2月28日（土）

5. 審査について

この助成金の採択者は、書類審査及び審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に勘案し、その充足性の高いものから予算の範囲内で決定します。

(1) 実現性

◇事業化スケジュールや事業化への実施体制が確立されており、かつ事業化への課題及び解決策が明確であり、事業計画の実施が確実に実現可能性が高いこと。

①開発目標の妥当性、②開発の実施体制、③事業計画の妥当性、④事業化の実施体制

(2) 発展性・市場性

◇ターゲット市場が、その規模や顧客ターゲットから戦略的なチャレンジに値するもので、かつ将来にわたり段階的に発展、飛躍していく可能性が高いこと。

①市場獲得の可能性、②成果の発展性

(3) 新規性・独創性

◇自社又は他社の既存サービス・既存製品などとの差異が具体的で明確であること。

①取組みのチャレンジ性、②ポテンシャル・技術力

(4) 地域貢献度

◇地域企業との新たな連携・商取引の促進につながるなど、地域経済への波及が高いこと。

①県内産業の高度化への貢献、②県内経済への波及効果、③県内雇用への波及効果

※その他加点項目

◇直近1年以内又は本助成金公募期間以内に、「中小企業成長プラン策定支援事業」の「技術・経営力評価報告書」、「成長プラン」の発行を受けていること。

なお、この助成金の募集開始から交付決定までのスケジュールは、下図3に示すとおりです。

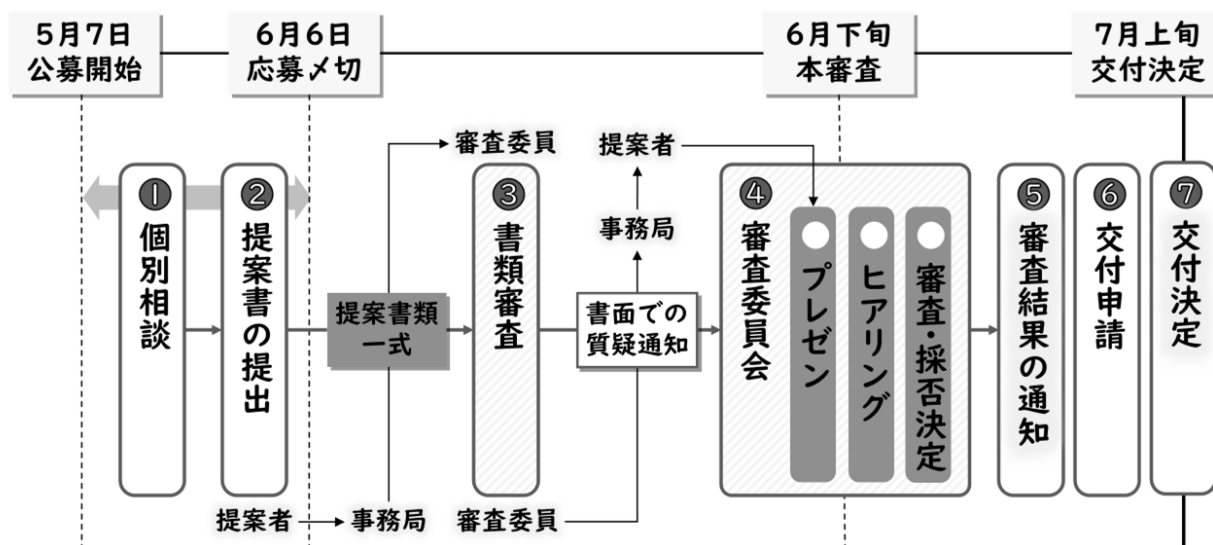


図3 審査スケジュール

注 意

- 審査委員会の開催要領については、提案書の受理後、メールで通知します。
- 審査結果については、書面で通知します。
 - ※ 電話やメールなどでの採否に係るお問合わせには応じられないことを御了解ください。
- 審査で採択された場合であっても、予算の都合などにより助成金を減額する場合があること並びに交付申請しなければ交付決定とならないことに御了解ください。
- 採択された場合、事業者名や事業計画名、事業概要を公表することに御了承ください。
- 本事業による成果を公表される際には、積極的に「中小・ベンチャーチャレンジ応援事業助成金」による成果であることを伝えてください。

6. 応募方法

(1) 応募期間

令和7年5月7日（水）～ 令和7年6月6日（金）15:00 土日・祝日を除く。

(2) 提出書類

- ① 中小・ベンチャーチャレンジ応援事業助成金提案書（様式1）
- ② 事業計画書（別紙1）
- ③ 事業内容等説明書（別紙1-1）
- ④ 経費明細内訳書（別紙1-2）
- ⑤ 提出書類チェックシート（別紙2）
- ⑥ 直近2期分の決算書
 - ※ 貸借対照表・損益計算書・販売費一般管理費内訳書・製造原価報告書等
- ⑦ 事業税納税証明書
 - ※ 法人県民税を滞納なく納めたことの証

(3) 提出方法

電子データを事務局へメール送信し御提出ください。

(4) 提出先

中小・ベンチャー企業チャレンジ応援事業助成金事務局
公益財団法人ひろしま産業振興機構
ものづくり革新統括センター 開発支援担当 （担当：池田・住川）
〒730-0052 広島市中区千田町 3-7-47 広島県情報プラザ3F
TEL： 082-240-7712 e-mail： h_challenge@hiwave.or.jp

注 意

- 応募期間中に、事業計画の策定や提案書の作成などに係る相談を受付けておりますが、相談を御希望される場合、あらかじめ電話又はメールでお申し付けください。
- ①から⑤の書類は、公募案内 Web ページに掲載するひな形をダウンロードし御作成ください。
- 提出書類に虚偽の記載が認められた場合、たとえ採択され交付決定された後であっても、交付決定を取消すとともに、当財団からの新たな補助金等の交付の一定期間停止や、社名及び不正内容の公表などの厳しい措置を執ることがあるため、御注意ください。

以 上